

最高裁秘書第2137号

令和4年7月11日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 眞 哉



司法行政文書開示通知書

4月4日付け（同月7日受付、第040045号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

履歴書（片面で3枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、個人識別情報（本籍地等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（4233）5240（直通）

1 丁

履歷書用紙

裁判所

年 号	月	日	事	項	大正十四年八月十一日	本籍	
						出生地	現住所
"	"	"	"	"	"	二二	三〇
"	"	"	"	"	"	二九	三〇
"	"	"	"	"	"	千歳鉱山株式会社入社	同大学卒業
"	"	"	"	"	"	一〇	三〇
"	"	"	"	"	"	一二	高等試験司法科試験合格
"	"	"	"	"	"	一六	千歳鉱山株式会社退社
"	"	"	"	"	"	一〇	司法修習生を命ずる
"	"	"	"	"	"	一一	司法修習生の修習終了
"	"	"	"	"	"	一	弁護士登録（東京弁護士会）
"	"	"	"	"	"	二〇	弁護士名簿登録取消
"	"	"	"	"	"	二一	検事に任命する
"	"	"	"	"	"	二二	二級に叙する
"	"	"	"	"	"	二三	熊本地方検察庁検事に補する
"	"	"	"	"	"	二四	福岡地方検察庁検事に配置換する
"	"	"	"	"	"	二五	東京地方検察庁検事に配置換する
"	"	"	"	"	"	二六	法務事務官（法務省刑事局付）に併任する
"	"	"	"	"	"	二七	法務事務官（法務省調査審査部）に併任する
"	"	"	"	"	"	二八	法務省刑事局付に充てる
"	"	"	"	"	"	二九	法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する
"	"	"	"	"	"	三〇	法務省刑事局参事官に充てる
"	"	"	"	"	"	三一	法務省（国税庁調査審査部）の併任を解除する
"	"	"	"	"	"	三二	かねて法務省人権擁護局付に充てる
"	"	"	"	"	"	三三	アメリカ合衆国、スペイン、イタリア、オーストリア、
"	"	"	"	"	"	三四	ドイツ、スイス、フランス、ベルギー、連合王国、オ

平成二 六	四 三	一九 五日間の予定で欧洲各国に出張を命ずる	欧洲各国における司法事情視察のため約十 最高裁判所
"	"	(平成二年九月十九日出発)	
"	"	(平成二年十月五日帰着)	
"	一六	欧洲各国における司法事情視察のため約十五日 間の予定で欧洲各国に出張を命ずる	
"	"	(平成六年五月十六日出発)	
"	"	(平成六年五月三十日帰着)	
"	一〇	最高裁判所判例委員会委員を命ずる	"
"	一八	最高裁判所判例委員会委員を充てする	"
"	一〇	裁判所規則五十条の規定による最高裁判所事務年賃官	

履歴書用紙

裁判所

" 一七 七 二 死亡